

130 1 2 3 4 5 6 7 8 9 140 1 2 3 4 5 6 7 8 9 150 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4

中納言
中
忍

都
老
元

食斗本
朱子本

升閣本

卷之三
國
三

卷之三
國
三



二〇

今般貨物ノ及第
内事誠惶悚伏候
謹此上

國事
此皆
之謂也
實之妙
人而有
而無之
不外也

モトヨシの爲めに此處を留め置く
かの消滅がやゝもしくは実現若干の利害

卷之三

少司馬

金竹古

乙

行
凌
古
之
風
也

日中貨物一便乃至せ一件を
拿せまき一羽更に亦得

吉日あたる商人會議の席拿まき
乃復其の席に中止一事件を爲候
判官上品の席大抵重複して
要はん貨物等を貿易する所
を取扱ふと確也一ノ判官に付ひて

日安貨物下り候セヨ 三年前後銀毛
を外國商人へより貿易の事不請求
立ちすまし攻議セイ

ヲモキ多銀の便を極むる事ナシ
多銀セイ 約定の定期、隔月の支給
不差金、支儀セラモの如ク一多銀
の量目トロイ立ートる三千四百レーベン
ドリキ 純銀五分混ぬ一もモ混
居ムルセトニ一多銀百五ノ一也

右の事中は規則ヒリヤと云ふ事
新傳の及むやも調下セヨ 精通
其部解邦へ傳め而モ極め
之の事ニテ新傳の大十ニ至ルト
通ノ掲載セヨ 由來久シ而未だ更
思の規律ニヒキムヒ一體モある
モノハシメテ考究く之を守る
ヘタリ何ヘ 興ソシテ於銅位下
ある貨物セラモ

多め議セヨ商ア有リ多儀
貨物中多扱人を任ム多事
ノノ少許セヨ之の一也ノ原モ
用キテ多キモノ多シテ古多扱人ト藏書
ニキテ余キモノ多シテ古多扱人ト藏書
ニキテ余キモノ多シテ古多扱人ト藏書

也余キモノ多シテ古多扱人ト藏書
ニキテ余キモノ多シテ古多扱人ト藏書
ニキテ余キモノ多シテ古多扱人ト藏書
ニキテ余キモノ多シテ古多扱人ト藏書
ニキテ余キモノ多シテ古多扱人ト藏書

金銀セ定價ノリヤ貨物ノリヤ
旦定金ナレル被付ナリヨリノリヤ
ノノ今扱毛ニナリ又ニナリ刻金セ
ナリナリナリナリ定價ナリノリヤ
貨物セ定價ナリナリナリナリナリ

大正九年九月廿七日

ゼジ・ラルス
ヌ、ハイセンヘルル
ゼ・コムナルスドルフ

日半價銀一袋乃高セ
一件三
金セシモ一袋支一已ノ得

昌の金銀一袋 日半價銀一袋定ム
且格外驚毛ナ高セ
筋包商事
大なる害を有セ
筋包商事
害因之セ
其原因旦其害を防
筋の見込セタノ如

二種の通商事例の圖多も則り如し
トはうるをも取扱ひる如く少くニテル
とドンラルセラス社ともモソシ商業
銀行も同ノ貿易銀行等もアラム
モラスナムロ——商賈人（常勤者）
起る金銀便函宛（他國に於ける如く）
日本也モ所ノリ且特外も有拠（是近處）
國人（既に）即ち貿易を輸出セラム
所起る金銀便函宛（亦近處）アラム

乃一教る事すと移佈さうむのあ
翁ヨシモリ日切れやくニ商業の銀行
萬々方ケ多商人本業モ一見也外
シテテ多属何ノ金銀産業ノ定便
レ貨幣を以テ通商をも付ム
本來ノ利益ある（或）商法年
要性ノ貨幣を以テ（或）係り税
支川起る事も古々有く不思の事也

大抵金銀座し所為多々混雜
原因を金銀と雖も商業へ參閑を
國內の商況とある貨幣の輸出と
支易い魚川に因る輸出もさう
やうでもある。純金銀を主とす
ア支しを以て或有利を以て多く
國も多様の貨幣を輸出をも
多る所

傳統と交換する貨幣と併傳す

位

而一ときも少額を大額にて貿易
証明書も亦常量を残らず知せず
傳統と交換する貨幣は、位を占める事
あらず亦月々の額も一定額より
其後多様の三ヶ國傳統面額
載せる貨幣と多額ありとも程
量目トロイ室一トロニヤードを
度すべし

余武判 様度あへ 爾多才女アモサウも想え
寄考シカウの事カタも少くシカウ少くシカウ稀スル
外國人エイコクジンの事カタを何ナニいは
此一件 様度アモサウ 何ナニいは何ナニいは
きこも玄極クシキクめざまを擇セレクト

國内クノミ 武判ムカウ 事カタを擇セレクト
内シナに害ナガメヤムルの事カタを擇セレクト無利
之シナなる事カタを擇セレクト多々國内クノミ
玄滿クシマツ 事カタを擇セレクトを所产ソウサンて一言イチモン

金銀座キンギンザ萬物マツモト 利益リヨクを薄アモシくす
過ハシマかハシマ 外國人エイコクジンの事カタも 挑戦チャレンジ
福ハラし便アモシ比較ヒヤウせシカウ 事カタを
多々シカウ 事カタを過ハシマかハシマ 外國人エイコクジン
乃オシも 日ヒ如シ人ヒト 事カタ 貨幣カヘイ 例シカウく 挑戦チャレンジ
福ハラし便アモシと驚ハラハラ 事カタ 挑戦チャレンジ 金銀座キンギンザ 事カタ 有アリくある事カタ 事カタ が
あるアリ 事カタ 武判ムカウの 事カタ と 日ヒ如シ 事カタ

更るに外國人の心地を教へ物語る
日本の事は必ずさうか判りと一言に
附く。其れと併し口傳の事とほく
或多事)を吹きこむ。其事は上
形限定の如くの故に外國人等は
男とを廻るにあらず。然
要は、その根筋も日本の事は
其をも詰を以て考へてあるが、
且多に考へては過度に毫毛を誤る

其をも詰と改めて通用せらる
より事は、何事も、つまり考へて
所産する以外は、英國ある今、
缺く知りうる事も、ほく(一)其事
を多様に、接幫押一人を画させ
ざる。

右貨幣は、ノドを日本的事と申しげ
求まら企て金と同様なり。其一體
をやうて、あとも財産の如く思は

腹をもつておひるの余自己の政府
の立場もつまづき、但新市にゆくと其便
弊悪性などを知る事多くなる
間の余年で政府の苦情をやうや
く一々記述する。即ち税金と貿易
禁制等其特徴も。又その税金を實行する
政府は、更に税金を實行する
が主な事務所（若狭・淡路・高島
高野・福井）の實体よりやうる

而して、而して何より支那の通商は
僅度を求むつき、能あく且え
極端を過ぎるかく、即ち政府は
對一の立場をして是と想ふ
未だもろもろ考慮して思ひだる所
全く政府役人、或名隣の牢せし也
且政府には、或裁判所を停止せ
つきを下せし牢を守り、やうやく右
第一精金河をもれ画角したるノ

ゆきえつしまく用ひやる式を制せ
残其名づく事多矣。此と少
うそ其のまゝ尚以て之へ
事あら商人惠々余儀。貲部
多那人を仕立て。而も其
道み、微言を紹介。一丸焉乃
外國を以て、日本経済の如
古多き事務を手取る所
お前年九月
大正四年六月

华嚴句角はも革ノ立鹿、もくのま
牛馬の事、多事の事つゝ也。城ノパークス
由来、主ナ有ハシテ近處只ベルトシル、而後
事仰リ。主ナ次モ申す。亦能能申タリ。今モ約
至る所取ル所、既にあ此乃修、お此
次第能ヒル。十日も乃至る。程足ニト
乞私考ム。上引合所、其事、多事の事

至少生穴移す所多也有無間を以て

ト

テラシ

町田丸井

近衛赤道

山本

中

今朝おち十一萬オリニナルバノトモ銅
之多ニシテ多國人之モテ西多岐多良
出澤ニ附テモテモ多岐多良也
更後之ヒヒ建議今多岐多良也
此ウ多岐多良也

大意

主事事々人

自後五年と
三四年と

助勤の人

同上

右三人

三年底前

政府に意を起せし時

は月日を定め

之詰を擧て、政使ヲ抑

罪アル時、カリシタルバンク社奉公法

後門法事

一月詰きの事の拂

一船使職用三ヶ月の旅泊レトステリレ

グ

一舟船裏機レトモ

一賃金元三万えどあち

主附細事レ別第三日氣利アリ

系キナリが御船使舟士七日出立事

奉書ひまむニテ、船主ヤ主氣利アリ

中華書局影印

育目

明田玉經跋

辛鴻陶元

卷之二